

平成21年度3月補正予算編成方針

補正予算の編成方針について

- 1 歳入超過，歳入欠陥または不用額が生じる見込みのあるもので，歳入または歳出の事項において，その額が3，000千円程度を超え，かつ，補正することが適当と判断されるもの
- 2 年度内に補正しないと予算執行上支障を生じるもの
- 3 起債の決定見込みから起債限度額を補正する必要があるもの
- 4 年度内の完成が困難な事業の繰越明許費の予算措置が必要なもの
(県にあわせて繰越明許費の予算措置を必要とするものを含む)
- 5 補助内示等に伴い，債務負担行為の補正が必要なもの
- 6 国の補正予算成立に伴い，予算補正を必要とするもの
特に，22年度当初予算内示時に，3月補正予算での計上を指示した国の「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」の対象事業
- 7 国の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」対象事業のうち，繰越明許費等の予算措置が必要なものについては，別途，財政課からの指示により見積もること